

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 全日本薬膳食医情報協会という。

2 この法人の英語表記は、ALL NIPPON YAKUZEN FOOD DOCTOR ASSOCIATION とする。

3 この法人の通称は、薬膳 Any 協会とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区本郷に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象に、健康づくりや介護予防に関する情報交換や知識の普及、啓発に関する活動を行うとともに、薬膳に興味を持つ個人、団体や保健、医療、福祉に関わる団体を対象に、薬膳や中医学を中心とした専門的な教育や専門性の高い人材の育成に関する活動を行い、幅広い食文化の継承、発展と、食を通じた国民の身体と心の健康保持に寄与することを目的とする。

また、消費者と国、地方自治体のパイプ役となって、消費者への正確な情報の提供や行政イベントへの協力を行い、医療や介護予防の改善に寄与し、持続可能な医療介護保険制度の実現にも貢献する。

さらに、国内外の薬膳食医に関する活動団体との交流や、世界各地に存在する健康と食に関する資料、文献などの情報交換により、世界人類の保健の向上と未病の解決に力を注ぎ、国際協力にも貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①消費者に対する食医に関する調査及び研究
- ②国、地方自治体、外国（主に中国伝統医学）の薬膳食医に関する行政を分りやすく解説した消費者への情報提供及び政府などのイベント行政に対する市民レベルからの提言
- ③消費者に対する意識向上のための勉強会、講習会、見学会等の開催による教育事業
- ④薬膳普及ボランティアの資格に関する研修、養成、審査及び登録
- ⑤高齢者及び身体障害者への食事介助
- ⑥会報、書籍、資料の配布及びインターネットホームページの提供並びに出版事業による食医の普及啓発
- ⑦海外との食文化交流及び国際大会の開催

(2) その他の事業

- ①この法人の目的に資する食品事業の受注、企画及びコンサルティング

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益が生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め並びに総会及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号に定める監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務を遂行することが困難であると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員は、その職務を執行するために要した費用の弁償を受けることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 会員の除名
- (10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会議の 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項を提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 4 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会議の 5 日前まで通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立のときの財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算を超過した場合又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続きの開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局)

第55条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要に応じて事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の執行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表に掲げる者とする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立委員会の定めるところによる。
- 6 この法人の会費は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

①個人会員	年会費	10,000 円	入会金	5,000 円
②団体会員	年会費	10,000 円	入会金	5,000 円

(2) 賛助会員

①個人会員	年会費	30,000 円	入会金	10,000 円
②団体会員	年会費	30,000 円	入会金	10,000 円

(3) 名誉会員	年会費	0 円	入会金	0 円
----------	-----	-----	-----	-----

別表 設立当初の役員

役職名	氏 名
理事長	岡本 清孝
副理事長	丹野 雄二
理事	池田 宗章
同	佐久間 幸雄
同	門倉 厲
監事	五味渕 整

附 則

この定款は、令和6年9月19日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年 月 日から施行する。

設立・定款変更用

令和7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 全日本薬膳食医情報協会

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		1,050,000		0	1,050,000
正会員受取会費	950,000				
賛助会員受取会費	0				
団体会員受取会費	100,000				
2 事業収益		14,200,000		500,000	14,700,000
認定事業収益	10,000,000				
セミナー事業費	3,000,000				
研究会事業収益	1,200,000				
収益事業収益			500,000		
3 その他の収益		31,450		1,050	32,500
受取利息	2,450		50		
雑収入	29,000		1,000		
経常収益計		15,281,450		501,050	15,782,500
【B】 経常費用					
1 事業費					
認定事業収益	4,500,000	5,700,000		1,088,040	6,788,040
セミナー事業費	950,000				
研究会事業費	250,000				
仕入費			1,088,040		
(1) 人件費		3,450,000		58,000	3,508,000
給料手当	3,450,000		58,000		
(2) その他経費		519,000		11,000	530,000
会議費	199,000		1,000		
旅費交通費	320,000		10,000		
事業費計		9,669,000		1,157,040	10,826,040
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0				
(2) その他経費		3,938,640		90,000	4,028,640
通信運搬費	490,000		10,000		
地代家賃	1,408,640		30,000		
水道光熱費	240,000		10,000		
消耗品費	39,000		1,000		
事務用品費	195,000		5,000		
広告宣伝費	78,000		2,000		
支払手数料	490,000		10,000		
顧問料	585,000		15,000		
支払利息	118,000		2,000		
雑費	295,000		5,000		
管理費計		3,938,640		90,000	4,028,640
経常費用計		13,607,640		1,247,040	14,854,680
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		1,673,810		-745,990	927,820
【C】 経常外収益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③					
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		1,673,810		-745,990	927,820
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					-3,867,972
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					-3,010,152

設立・定款変更用

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人 全日本薬膳食医情報協会

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費		1,050,000		0	1,050,000
正会員受取会費	950,000				
賛助会員受取会費	0				
団体会員受取会費	100,000				
2 事業収益		14,200,000		500,000	14,700,000
認定事業収益	10,000,000				
セミナー事業費	3,000,000				
研究会事業収益	1,200,000				
収益事業収益			500,000		
3 その他の収益		31,450		1,050	32,500
受取利息	2,450		50		
雑収入	29,000		1,000		
経常収益計		15,281,450		501,050	15,782,500
【B】 経常費用					
1 事業費					
認定事業収益	4,500,000	5,700,000		1,088,040	6,788,040
セミナー事業費	950,000				
研究会事業費	250,000				
仕入費			1,088,040		
(1) 人件費		3,450,000		58,000	3,508,000
給料手当	3,450,000		58,000		
(2) その他経費		519,000		11,000	530,000
会議費	199,000		1,000		
旅費交通費	320,000		10,000		
事業費計		9,669,000		1,157,040	10,826,040
2 管理費					
(1) 人件費		0		0	0
役員報酬	0				
(2) その他経費		3,938,640		90,000	4,028,640
通信運搬費	490,000		10,000		
地代家賃	1,408,640		30,000		
水道光熱費	240,000		10,000		
消耗品費	39,000		1,000		
事務用品費	195,000		5,000		
広告宣伝費	78,000		2,000		
支払手数料	490,000		10,000		
顧問料	585,000		15,000		
支払利息	118,000		2,000		
雑費	295,000		5,000		
管理費計		3,938,640		90,000	4,028,640
経常費用計		13,607,640		1,247,040	14,854,680
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		1,673,810		-745,990	927,820
【C】 経常外収益					
経常外収益計		0		0	0
【D】 経常外費用					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③					
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		1,673,810		-745,990	927,820
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					-3,010,152
次期繰越正味財産額④－⑤+⑥					-2,152,332

令和7年度

事業計画書

特定非営利活動法人 全日本薬膳食医情報協会

1 事業実施の方針

認定事業及び教育事業を活動の主軸として、全国での正しい薬膳の知識、食育の普及活動を推進する。
全国各地及びオセアニアにある認可施設と会員のためにオンラインを活用し、薬膳知識のレベル向上のためのセミナー開催や会報誌発行、一般の方向けの講座開催や認定試験実施等を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【5,970】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
認定事業	認定試験（上級） 「国際薬膳調理師能力認定試験」 医学理論を主体に上級レベルの内容で実施	令和7年 4月 12月	日本中医学院（東京）、坂出商工会議所（香川）	4名	上級資格取得を目指す受験生	約30名	3,000
	認定試験（中級） 「薬膳インストラクター中級認定試験」 「薬膳インストラクター初級」保持者で、上級合格を目指す方向けに実施	令和7年 4月～ 令和8年 3月 (毎月)	栃木、千葉、東京、静岡、岐阜、愛知、三重、大阪、奈良、兵庫、鳥取、広島、香川、福岡、鹿児島、オーストラリアなど	各回 1～5名 各回 1～5名	初級認定資格取得者で、中級認定資格を目指す受験生	約60名	600
	認定試験（初級） 「薬膳インストラクター初級認定試験」 一般の方向けに薬膳に関する基本的な知識の内容で実施				薬膳に関する基本的な知識を持ち、初級認定取得を目指す一般の方	約120名	850
セミナー事業	小金井信宏セミナー 「実践薬膳講座」	令和7年 5月～ 令和8年 3月 全9回	Any 協会講義室及びZoom	延べ 18名	薬膳の実践知識の向上、知見を深め専門知識習得を目指す受講生	延べ 約100名	300
	李玉棟セミナー (認可施設会員向け)	令和7年 4月～ 令和8年 2月 全5回	Any 協会講義室及びZoom	延べ 12名	認可施設及び会員	延べ 約40名	150
	岡本清孝セミナー 「体質改善薬膳講座」	令和7年 4月～ 令和8年 3月 全12回	Zoom	延べ 28名	薬膳料理に興味のある一般の方、飲食店、飲食に関わる事業に携わっている方々	延べ 約50名	50

セミナー事業	上級対策セミナー	令和7年 8月、 令和8年 2月	東京、香 川、Zoom	延べ 6名	上級試験 を目指す 中級認定 取得者	約20名	700
研究会事業	Any 協会 「薬膳インストラクター 初級」 「薬膳インストラクター 中級」 テキスト頒布	通年	Any 協会 事務局	延べ 16名	薬膳イン ストラク ター初級、 中級取得 を目指す 受験生と 講師	約300名	300
	Any 協会 「薬膳インストラクター」 認定試験制作、改訂、頒布	通年	Any 協会 事務局	延べ 24名	薬膳イン ストラク ター初級、 中級取得 を目指す 受験生と 講師	約250名	0
	会報誌発行（Any 誌） オンライン、郵送にて発信	令和7年 度 全12回	Any 協会 事務局	延べ 36名	Any 協会会 員	延べ 1,700名	20

（2）その他の事業

（事業費の総費用【 350 】千円）

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
書籍等 仕入れ販売	教育書籍の仕入れ販売 ・薬膳教本 ・上級問題集 ・性味表大事典 ・性味表ハンドブック	通年	Any 協会事 務局	延べ 16名	350

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 全日本薬膳食医情報協会

1 事業実施の方針

認定事業及び教育事業を活動の主軸として、全国での正しい薬膳の知識、食育の普及活動を推進する。
全国各地及びオセアニアにある認可施設と会員のためにオンラインを活用し、薬膳知識のレベル向上のためのセミナー開催や会報誌発行、一般の方向けの講座開催や認定試験実施等を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【5,970】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
認定事業	認定試験（上級） 「国際薬膳調理師能力認定試験」 医学理論を主体に上級レベルの内容で実施	令和8年 4月 12月	日本中医学院（東京）、坂出商工会議所（香川）	4名	上級資格取得を目指す受験生	約30名	3,000
	認定試験（中級） 「薬膳インストラクター中級認定試験」 「薬膳インストラクター初級」保持者で、上級合格を目指す方向けに実施	令和8年 4月～ 令和9年 3月 (毎月)	栃木、千葉、東京、静岡、岐阜、愛知、三重、大阪、奈良、兵庫、鳥取、広島、香川、福岡、鹿児島、オーストラリアなど	各回 1～5名 各回 1～5名	初級認定資格取得者で、中級認定資格を目指す受験生	約60名	600
	認定試験（初級） 「薬膳インストラクター初級認定試験」 一般の方向けに薬膳に関する基本的な知識の内容で実施				薬膳に関する基本的な知識を持ち、初級認定取得を目指す一般の方	約120名	850
セミナー事業	小金井信宏セミナー 「実践薬膳講座」	令和8年 5月～ 令和9年 3月 全9回	Any 協会講義室及びZoom	延べ 18名	薬膳の実践知識の向上、知見を深め専門的知識習得を目指す受講生	延べ 約100名	300
	李玉棟セミナー (認可施設会員向け)	令和8年 4月～ 令和9年 2月 全5回	Any 協会講義室及びZoom	延べ 12名	認可施設及び会員	延べ 約40名	150
	岡本清孝セミナー 「体質改善薬膳講座」	令和8年 4月～ 令和9年 3月 全12回	Zoom	延べ 28名	薬膳料理に興味のある一般の方、飲食店、飲食に関わる事業に携わっている方々	延べ 約50名	50

セミナー事業	上級対策セミナー	令和8年 8月、 令和9年 2月	東京、香 川、Zoom	延べ 6名	上級試験 を目指す 中級認定 取得者	約20名	700
研究会事業	Any 協会 「薬膳インストラクター 初級」 「薬膳インストラクター 中級」 テキスト頒布	通年	Any 協会 事務局	延べ 16名	薬膳イン ストラク ター初級、 中級取得 を目指す 受験生と 講師	約300名	300
	Any 協会 「薬膳インストラクター」 認定試験制作、改訂、頒布	通年	Any 協会 事務局	延べ 24名	薬膳イン ストラク ター初級、 中級取得 を目指す 受験生と 講師	約250名	0
	会報誌発行（Any 誌） オンライン、郵送にて発信	令和8年 度 全12回	Any 協会 事務局	延べ 36名	Any 協会会 員	延べ 1,700名	20

（2）その他の事業

（事業費の総費用【 350 】千円）

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
書籍等 仕入れ販売	教育書籍の仕入れ販売 ・薬膳教本 ・上級問題集 ・性味表大事典 ・性味表ハンドブック	通年	Any 協会事 務局	延べ 16名	350